

## ○山中湖村補助金等交付規則

平成 11 年 12 月 27 日

規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令、条例等(以下「法令等」という。)に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し基本的な事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助金等村が交付する補助金、交付金、又は利子補給金をいう。
- (2) 補助事業等補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等補助事業等を行う者をいう。

(責務)

第 3 条 補助事業者等は、法令等の定め及び補助金等の交付の目的に従って適正に補助事業等を行わなければならない。

(補助金等の額)

第 4 条 補助金等の額は、その事業の状況を勘案し、毎年度予算の範囲内において定める。

(補助金等の交付の申請)

第 5 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の目的及び内容、補助金等の額その他必要事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又はこれに代わる書類
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事にあつては、実施計画書
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第 6 条 村長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 前号の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第 7 条 村長は、補助金等の交付の決定をする場合において補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合においては、村長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、村長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに村長に報告し、その指示を受けること。

(4) [前各号](#)のほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる条件を付すること。

(決定の通知)

第8条 村長は、補助金等の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付を申請した者は、[前条](#)の規定による通知を受領した場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に申請を取下げることができる。

2 [前項](#)による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 村長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別な必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 [前項](#)の規定による補助金等の交付の決定の取消しは、[次の各号](#)の1に該当する場合とする。

(1) 災害又はこれに類する事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業等が、その責に帰すべき事情によらないで遂行することができない場合

3 [第8条](#)の規定は、[第1項](#)の取消し、又は変更をする場合に準用する。

(状況報告)

第11条 村長は、補助事業者等に対し、必要に応じ補助事業等の遂行状況を報告させることができる。

(補助事業等の遂行の指示)

第12条 村長は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行していないと認めるときは、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 村長は、補助事業者等が[前項](#)の指示に従わなかったときは、当該補助事業等の遂行の一部停止を命ずることができる。

(実績報告書)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は[第7条第1項第2号](#)の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて村長に報告しなければならない。

2 [前項](#)の規定による報告は、補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに

行うものとする。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰下げることができる。

(補助金等の額の確定)

第 14 条 村長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の実績の報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知し補助金等を交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは概算払いをすることができる。

(決定の取消し)

第 15 条 村長は、補助事業者等が次の各号の 1 に該当する場合は、補助金等の交付決定の全部又は一部を取消すものとする。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の条件に違反したとき。
- (3) 法令等又はこれに基づく村長の処分に違反したとき。
- (4) 支出額が予算額に比し著しく減少したとき。
- (5) この規定に違反したとき。

2 第 8 条の規定は、前項の取消しをする場合に準用する。

(補助金等の返還)

第 16 条 村長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 村長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 村長は、第 1 項の返還命令に係る補助金等の交付の決定の取消しがやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取消することができる。
- 4 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合は、当該補助事業等に係る補助金交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由を記載した申請書を村長に提出しなければならない。
- 5 第 8 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の返還命令及び第 3 項の期限の延長又は取消しをする場合に準用する。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 補助事業者等は、第 15 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該補助金等の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を村に納付しなければならない。

- 2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を村に納付しなければならない。
- 4 村長は、[第 1 項](#)及び[第 3 項](#)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 補助事業者等は、[前項](#)の申請をしようとする場合には、当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由、その他参考となる事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。
- 6 [第 8 条](#)の規定は、[第 4 項](#)の免除をする場合に準用する。

(補則)

第 18 条 [この規則](#)で定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 [この規則](#)は、公布の日から施行する。
- 2 [この規則](#)施行前に交付が決定された補助金等については、なお従前の例による。